「はばたく次世代」応援寄付プログラム

審査委員会委員選定基準

第一三共株式会社

「はばたく次世代」応援寄付プログラム

審査委員会委員選定基準

（目的）

第 1 条　この選定基準は、「はばたく次世代」応援寄付プログラムの審査委員会委員の適正、かつ、公正な選定をはかるために必要な事項を定める。

（定数）

第 2 条　審査委員の定数は 5 名以上 10 名以内とする。

（選定基準）

第 3 条　審査委員は、次の各号に掲げる社外の専門家、有識者から選定する。

（1） 基礎研究も含めた、大学・高等教育研究機関における研究力やその評価に関する有識者

（2） 産学連携部門等における研究マネジメントに関する専門家（同部門の体制、研究企画・マネジメント等を評価、判定できる有識者）

（3） 弁護士、公認会計士またはそれに準じる有識者、大学寄付金制度に詳しい専門家

2． 審査委員による利益相反上の問題を避けるため、以下に該当するケースにおいては、審査委員に選定しない、又は、特別の利害関係がある応募の評価、選考に加わることができない等の必要な措置を講ずる。

- 第一三共グループと利益相反の関係にある場合
- 大学の産学連携関連部局に所属している場合

（任期）

第 4 条　審査委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2． 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

（選定方法）

第 5 条　第 3 条に則り、サステナビリティ部長が候補者案を社会貢献委員会に付議し、社会貢献委員会にて決定する。その決定に基づき、社会貢献委員会委員長が審査委員を委嘱する。なお、増員・解任についても同様とする。

（改廃）

第 6 条　この規程の改廃は、サステナビリティ部長が社会貢献委員会に付議し、同委員会の決議を経て行う。

（附則）

この規程は、令和5年8月21日から施行する。

令和6年8月29日　改正